

■議案第14号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について

【要旨】

平成24年6月27日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年4月1日より「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。この改正に伴い、「高幡広域市町村圏事務組合規約」の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【変更の内容】

高幡障害者支援施設組合規約の第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。

【高幡障害者支援施設組合規約新旧対照表】

新	旧
(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。	(組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。